

半導体試験装置又はその部分品若しくは附属品

輸出令別表第1の7の項(16)、省令第6条第十七号又(一)、(二)、(三)

貨物名： _____

メーカー名： _____

型及び銘柄： _____

パラメータシート
様式：6-17-8/ヌ
CISTEC 2013.10.15

(平成25年10月15日施行政省令等対応)

質問事項	回	答	備考
又 試験装置であって、半導体素子若しくは集積回路又はこれらの半製品用のもの又はその部分品若しくは附属品か？ (解釈)「部分品、附属品」：他の用途に用いることができるものを除く。	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ↓部分品・附属品の場合は本体装置名を記入 本体装置名： () 以下本体装置で判定	
(一) 31.8ギガヘルツを超える周波数でトランジスタのエスパラメータを試験することができるように設計したものか？	<input type="checkbox"/> いいえ ↓周波数 () GHz	<input type="checkbox"/> はい ↓周波数 () GHz	
(二) 削除			
(三) 動作周波数が3.2ギガヘルツを超えるマイクロ波用集積回路の試験を行うことができるように設計したものか？	<input type="checkbox"/> いいえ 動作周波数 () GHz ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい 動作周波数 () GHz ↓	
上記(三)の回答が「はい」の場合、様式：6D-5を回答し、その判定結果を右の回答欄に記入する。 (該当=はい、非該当=いいえ)	<input type="checkbox"/> いいえ ←判定結果へ	<input type="checkbox"/> はい ←判定結果へ	様式：6D-5より
判定結果	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	
該当項番	① 輸出令別表第1の7の項(16) ② 貨物等省令の条項等の番号等 省令第6条第十七号又() [() 内に該当番号を記入する]		

(注1) 回答の下の()内には、該・非に拘わらず数値を記入する。数値は、設計値、カタログ又は仕様書等の数値を記入する。

(注2) 回答欄右欄の「 はい」のいずれか一つでもチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者：	(作成年月日 年 月 日)
会社名	_____
所属・役職	_____
(フリガナ)	_____
氏名	_____ 印
電話	()